

名桜大学環太平洋地域文化研究所新規採用者助成採択内規

(平成 27 年 4 月 30 日制定)

(趣旨)

第 1 条 名桜大学環太平洋地域文化研究所は、所員の研究活動と外部研究資金獲得準備への支援を主たる目的として、新規採用者である所員が申請する研究計画に対し新規採用者助成を行う。

(助成対象)

第 2 条 この助成制度の申請対象は、採用歴 2 年以内の研究所所員とする。ただし、採用歴 2 年以内に研究所助成費及び外部資金（研究分担者含む）を採択された所員は対象外とする。

(助成額)

第 3 条 応募については 1 人 1 件とし、研究 1 件当たりの助成金額は 1 5 万円程度とする。

(選考)

第 4 条 申請された研究計画の審査は、環太平洋地域文化研究所運営委員による無記名の採点によって行い、教育研究審議会で決定する。必要に応じて所長が関連分野の研究者に諮問を求めることができる。この際、採点者が申請者を特定できないように配慮する。また、運営委員自身が研究助成を申請している場合（共同研究者となっている場合を含む）は、その運営委員は当該研究計画の採点を行わない。

2 採点は以下の 5 項目について各 6 点満点で行う。また、採点のほか、各項目に関してコメントを付記することができる。

(1) 研究目的の明確さ（研究目的が明確に説明されているか）

(2) 研究の貢献度（科学の発展、人類の福祉、または大学及び地域の発展に貢献できるか）

(3) 研究計画の妥当性（実現可能な研究計画が適正に立てられているか）

(4) 予算の妥当性（目的の達成に向けた適正な使途か）

(5) 将来における外部資金獲得計画（外部資金獲得につながる研究か）

3 研究計画について、各項目への各採点者による採点のうち最高点と最低点を除外したもののから項目ごとの平均得点を算出し、それらを合計する。この合計得点の最も高い研究計画から順に採択する。

(助成金の執行)

第 5 条 研究計画が採択された所員は、原則として助成年度の 9 月末日までに助成金額の 2 0 % 以上を執行しなければならない。また、助成金の使途については名桜大学個人研究費の手続に関する内規に準ずる。

(採択後の条件)

第 6 条 研究成果報告書を翌年度 4 月第 2 週までに提出すること。報告書には研究計画達成度及び研究費執行の適切性についての評価も含めて記載する。

(研究の成果発表及び公表)

第 7 条 助成を受けた研究による成果については助成翌年度の環太平洋地域文化研究所発表会で発表し、同研究所紀要に助成期間終了後 2 年以内に投稿しなければならない。

(申請者の重複)

第 8 条 一所員が同一年度に特定研究、学際的共同プロジェクト研究の研究代表者及び共同研究者となることはできない。

(改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、環太平洋地域文化研究所運営委員会で審議し、教育研究審議会の議を経て学長が行う

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 30 日より適用する。

附 則

この内規は、平成 29 年 5 月 24 日より適用する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この内規は、平成 31 年 1 月 23 日より適用する。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 7 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。